

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機の構造方法を定める件

第一 この天井に救出用の開口部を設けないエレベーター

この天井に救出用の開口部を設けないエレベーター（非常用昇降機以外のエレベーターに限る。）の構造は、第二百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、第二百二十九条の七第一号又は第二第一号の規定、第二百二十九条の七第二号から第四号まで、第二百二十九条の九又は第四各号の規定並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次のいずれかに掲げる構造であること。

- 一 常用の電源が断たれた場合においても、制御器を操作することによってこれを昇降させることができるものであること。
- 二 このを手動で昇降させることができるものであること。

第二 昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さないエレベーター

昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さないエレベーター（非常用昇降機以外のエレベーターに限る。）の構造は、第二百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、同条第四号又は第一各号のいずれかの規定、第二百二十九条の七第二号及び第四号、第二百二十九条の九又は第四各号の規定並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次のいずれかの構造とすること。

- 一 第二百二十九条の六第三号の規定によるほか、昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造が次に掲げる構造のものであるもの。
 - イ 吹き抜けに面した部分又は外気に開放された部分であること。

- ロ 建築物の床（吹き抜けの部分の床を除く。）から水平距離で一・五メートル以上離れた部分であること。
- ハ 吹き抜け部分の床又は外気に解放された部分の地面と昇降路が接している場合、昇降路とこれに面する吹き抜け部分の床先又は地面との水平距離が一・五メートル以内の部分にあつては、次の①又は②のいずれかの基準に適合しているものであること。
 - ① 昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で一・五メートル以内の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹き抜け部分の床又は地面から一・八メートル以上の高さの壁又は囲いを設けること。
 - ② 昇降路に吹き抜け部分の床又は地面から一・四メートル以上の高さの壁を設けること。
- ニ 出入口のある床に面する部分において、床と平行に走行するエレベーターで次の構造に適合するものであること。
 - イ 出入口の床先とかごの床先との距離は六センチメートル以下とすること。
 - ロ 出入口の床先から昇降路の底部の床面までの距離は一・五メートル未満であること。
 - ハ 人の乗降を監視できる構造とした運転室を設けること。
- ニ 出入口のある床以外の部分においては、第一号ロ及びハの基準に適合するものであること。

第三 くりがト用エレベーター

屋上に突出して停止するエレベーターで屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有さないエレベーター（非常用昇降機以外のエレベーターに限る。）の構造は、第五百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、同条第四号又は第一号のいずれかの規定、第五百二十九条の七又は第二号第一号、第五百二十九条の九又は第四号の規定並びに第五百二十九条の十第三項第三号及び第四号の規定によるほか、次に掲げる構造であること。

- 一 かご及び昇降路のすべての出入口の戸（かごが屋上に突出して昇降する場合における屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）が閉じていなければ、かごを昇降させることがで

きない装置を設けること。

一 昇降路の出入口の戸(かごが屋上に突出して昇降する場合における屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かきを用いなければ外から開くことができない装置を設けること。

二 屋上部分の昇降路は次の構造とすること。

イ 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲むこと。ただし、管理者以外の人が屋上に出るおそれのないものであって、昇降路の場所を明示したものにあってはこの限りでない。

ロ 屋上の出入口と他の出入口及びかご内をつなぐ連絡装置を設けること。

ハ かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を鳴らす装置を設けること。

第四 駆動装置を昇降路内に設けるエレベーター

駆動装置を昇降路内に設けるエレベーターは、非常用エレベーター以外のエレベーターとし、その構造は、第二百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、同条第四号又は第一号のいずれかの規定、第二百二十九条の七又は第二第一号の規定並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

一 駆動装置を設ける場所には、換気上有効な換気口、換気装置又は空調装置を設けること。但し、機器の発熱により、七度以上、駆動装置を設けた場所の温度が上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

二 駆動装置にはかご及びつり合いおもりその他の昇降する部分がかぶれないようにするとともに、駆動装置を昇降路の底部に設ける場合においては、かご又はつり合いおもりが緩衝器に衝突した場合においても、かご及びつり合いおもりが駆動装置に触れないこと。ただし、駆動装置をかごの上部その他かご又はつり合いおもりと併せて設ける場合において、駆動装置が昇降路にかぶれないようにした場合においてはこの限りでない。

三 駆動装置から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、五十センチメートル以上とすること。ただし、駆動装置の保守点検を行う必要のない部分においては、この限りでない。

- 四 駆動装置を昇降路の底部に設ける場合にあつては、保守点検時にかごの降下を制御することができる装置を設けること。ただし、保守点検を行う者がかご又はつり合いおもりと昇降路の底部にはさまれるおそれのない場合にあつてはこの限りでない。
- 五 制御器を昇降路内に設ける場合においては、かごの停止時等に昇降路外からかごを動かすことができる装置を設けること。

第五 ホムエレベーター

住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーターの構造は、令第百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、同条第四号又は第一号のいずれかの規定、令第百二十九条の七第一号又は第二第一号の規定、同条第二号から第四号まで、令第百二十九条の九又は第四号の規定及び令第百二十九条の十第三項第一号から第三号までの規定によるほか、停電の場合においても、令第百二十九条の十第三項第三号の装置を操作できる明るさの照明を設けること。

第六 自動車用エレベーター

自動車を運ぶためのエレベーターで、かごの戸又は壁若しくは囲いの全部又は一部を有さないエレベーターは、令第百二十九条の六第一号、第二号及び第五号、第百二十九条の七第一号、第二号及び第四号、第百二十九条の九又は第四号の規定並びに第百二十九条の十第三項第二号及び第三号の規定によるほか、次の構造とすること。

- 一 かご内に操作盤（動力を切る装置を除く。）を設ける場合にあつては、自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けること。
 - 二 かごの壁又囲いのかごの床面からの高さは、一・四メートル以上とすること。
 - 三 車止めを設けること。
 - 四 次の安全装置を設けること。
- イ 昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置。
- ロ 自動車が通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置。

第七 段差解消機

段差解消機は、第二百二十九条の六第一号及び第五号並びに第二百二十九条の七第四号の規定によるほか、次の構造とすること。

- 一 昇降行程が二・五メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、定格速度が十五メートル以下のもの（以下、「段差解消機」といふ。）であること。
- 二 かつは、次に掲げる構造であること。
 - イ 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の壁、囲い又は手すり（昇降路の側壁がある面その他のものには含まれるおそれのない部分に面するもので高さ十五センチメートルまでの部分を壁又は囲いとしたものに限る。）を設けること。
 - ロ 出入口には戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、昇降行程が一メートル以下で、かつの床に車止め又は跳ね上げ式の渡し板を設けた場合は、あつてはこの限りでない。
- 三 昇降路は、次に掲げる構造であること。
 - イ 高さ一・一メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式手すりを設けること。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。
 - (1) 昇降行程が一メートル以下のもの
 - (2) かつが折りたたみ式または着脱式のもの
 - ロ イに掲げる壁又は囲いの高さを一・八メートル未満とした場合において、かつの底とイに掲げる壁又は囲いとの間に人又は物がはさまれるおそれがある場合においては、かつの下にスカートガードを設けるか、又は、強くはさまれた場合にかつの昇降を停止する装置を設けること。
 - ハ 出入口の床先とかつの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。
 - ニ つりあいおもりを設ける場合にあつては、かつ内の人がかつりあいおもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。
 - ホ かつ内の人又は物が障害物に挟まれないようにすること。

四 次に掲げる安全装置を設けること。

イ 昇降行程が一メートル以上のものにおいては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動手すりが開じていなければ、かごを昇降させることができない装置。

ロ かごを使用時に展開して使用する折りたたみ式のもので動力を使用してかごの展開を行うものにあつては、次に掲げる装置。

- (1) 鍵を用いなければ、かごの展開ができない装置
- (2) 展開中のかごに人又は物が挟まれた場合、かごの展開を制止する装置
- (3) かごの上に人又は物がある場合に、かごを折りたたむことができない装置

ハ かごを使用時にルールに取りつける構造のものにあつては、次に掲げる装置

- (1) 鍵を用いなければ、かごを運転することができない装置
- (2) かごとルールの連結が確実にロックされていない場合は、かごを昇降させることができない装置

ニ 積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置を設ける場合を除き、鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

第八 椅子型階段昇降機

椅子式階段昇降機は、令第百二十九条の六第一号及び第五号並びに第百二十九条の七第四号の規定によるほか、次の構造とすること。

一 階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って椅子に座った状態で昇降する昇降機で、定格速度が九メートル以下のもの（以下、「椅子式階段昇降機」といふ。）であること。

二 昇降はボタン等の操作によつて行い、ボタンを押し続けている間だけ動力がつながる構造とする事。

三 人又は物がかごと階段又は床との間に強くはさまれた場合に、かごの昇降を停止する装置が設けられたものであること。

四 椅子からの転落を防止するためのベルトを設けること。

第九 階段の勾配が三十度を超えるエスカレーター

階段の勾配が三十度を越えるエスカレーターの構造は、令第五百二十九条の十二第一項第一号、第三号、第四号の規定によるほか、次の構造とすること。

- 一 階段の勾配は、三十五度以下とすること。
- 二 定格速度は、三十メートル以下とすること。
- 三 昇降行程は、六メートル以下とすること。
- 四 階段の奥行きは三十五センチメートル以上とすること。
- 五 昇降口においては、一段以上の階段又は階段の奥行きが八十センチメートル以上の部分が水平であること。

第十 階段の幅が一・一メートルを超えるエスカレーター

階段の幅が一・一メートルを超えるエスカレーターの構造は、令第五百二十九条の十二第一項第一号、第三号、第五号又は第十一号の規定によるほか、次の構造とすること。

- 一 階段の勾配が四度以下であること。
- 二 階段と階段の間には段差を設けないこと。
- 三 階段の幅は一・六メートル以下とし、階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、二十五センチメートル以下とすること。

第十一 可変速のエスカレーター

速度が階段の途中で変化するエスカレーターの構造は、令第五百二十九条の十二第一項第四号又は第十号の規定によるほか、次の構造とすること。

- 一 手すりの上端部の外側から壁その他の障害物までの距離は五十センチメートル以上とすること。
- 二 階段側部とスカートガードのすき間は五ミリメートルを超えないこと。
- 三 階段と階段のすき間は五ミリメートルを超えないこと。
- 四 階段と階段の間の段差は四ミリメートル以下とすること。
- 五 階段の勾配は、階段の速度が変化する部分にあつては、四度以下とし、それ以外の部分にあつては、八度以下とすること。
- 六 階段の両側に手すりを設け、その手すりが次のいずれかの基準に適合するものであること。

じぶ。

イ 手すりの上端部が、その近くの踏段と同方向に同一速度で運動するものとしたものとするじぶ。

ロ 複数の速度が異なる手すりを、これらの間に固定部分を設ける等によりはなまれにくい構造として組みあわせたもので、手すりを持ち変えるまで間隔が二秒以上（おおむね手すりと同じの高さとした手すりの間の固定部分の長さを十五センチメートル以下としたものを除く。）で、かつ、それぞれの手すりの始端から終端に至るまでの手すり踏段とのずれが四十センチメートル以下であるじぶ。

七 踏段の速度は、乗降口において、毎分五十メートル以下とするじぶ。

八 踏段の速度の変化により、踏段の上の人に与える力は速度が変わる部分の踏段の勾配が三度以下の部分にあつては、 0.5 メートル毎秒毎秒以下、三度以上四度以下の部分にあつては、 0.3 メートル毎秒毎秒以下とするじぶ。